

**問** 平成23年度の下水道加  
入件数は。

30件です。

**問** 受益者負担金不納欠損  
13件993万2千円の  
理由は破産、行方不明だが、時  
効は含まれないのか。

**答** ほとんどが時効になっ  
ていますが、時効額調  
整のために、それ以外の欠損  
事由を適用したということ  
です。10件は時効で、3件は時  
効とその他の理由を含みます。  
時効額は847万円、その他  
の理由が146万2千円とな  
ります。

**問** 村長は時効の問題につ  
いてどう思うか。

**答** 時効を阻止するための  
措置が日常業務の中で  
きちんと行われていなかった  
と考えざるを得ない点はある  
が、職員に時効の認識がな  
かったということはないと思  
います。二度と起こらないよ  
うに体制づくりをし、誤りの  
ない対応を取る努力と、正確  
な仕事を誠心誠意やっていく  
ことを肝に銘じています。

**問** 時効になった物件の負  
担金を徴収している可  
能性はないか、精査をするべ  
きではないか。

**答** 担当課で十分な内部精  
査をしてきたので、数  
字の精度は高いと思いますが、  
更に調査をする必要がありま  
す。

**問** B&Gプールの負担金  
は時効ではないか。

**答** 大変難しい判断です。  
賦課替えがされたと思  
いながら再精査をしたいと思います。

**問** 条例では「猶予期間が  
5年を経過した土地は  
一括徴収する」とあり、分納は  
違反ではないか。

**答** 全て一括納付処理され  
ています。

**反対討論**

※時効の認識、処理、考え方  
について、確立されたものがあ  
るとは思えない。また、行政側  
から決算書も含めて監査の要  
求が出ているので認定できな  
い。

※原因の解明ができていない。  
庁内に伝統的にこのような問  
題が生まれる土壌のようなも  
のが見られる。素直に認定で  
きない。

**賛成討論**

※係数の間違いはあるが、違  
法性はないと確認できたので  
認定すべきである。問題点は  
下水道問題調査特別委員会の  
中で議論し、再発防止に努め  
るのが我々の責任である。た  
だし、認定するにあたり附帯  
決議を付けた方がよい。  
※理事者側より、問題点につ  
いて精査し対応するという答  
弁があった。附帯決議を付け  
決算は認定すべきである。  
▽賛成多数により原案どおり  
認定すべきものと決定。  
▽賛成多数により附帯決議を  
付けることに決定。

●水道事業会計決算

収益的収入は2億9016  
万8千円、支出は2億719  
7万2千円、純利益は163  
8万2千円です。

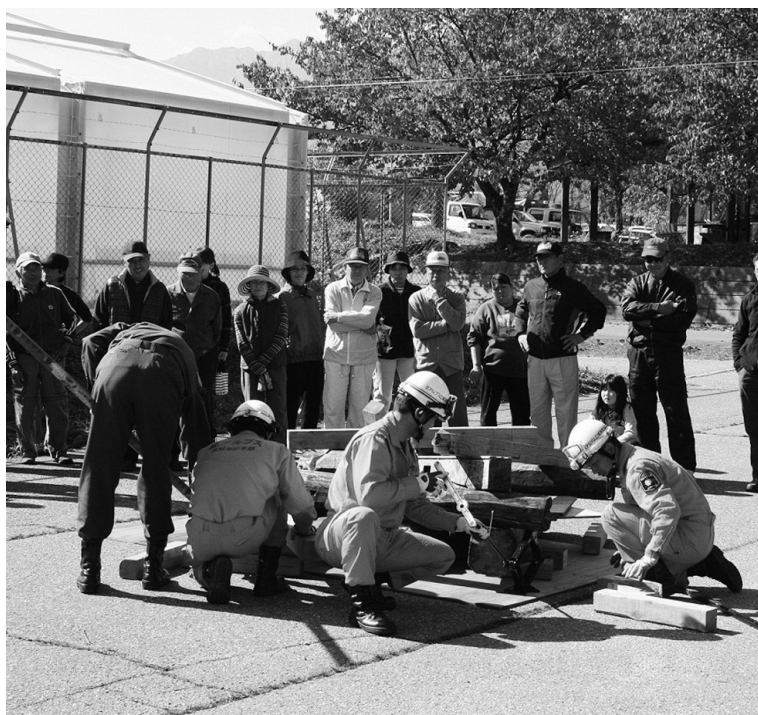
**問** 未収金の4788万円  
は。

**答** 給水利益4671万6  
千円、加入負担金95万円、  
雑収益20万8千円ほかです。

**問** 余剰金処分計算書につ  
いては。

**答** 公営企業法の改正で、  
平成24年4月から法定  
積立金の積立義務が廃止とな  
り、余剰金処分は条例又は議  
会の議決により各団体が決定  
できることになりました。23  
年度未処分利益余剰金177  
3万1千円は、24年度への繰  
越となります。

▽原案どおり議決及び認定す  
べきものと決定。



総合防災訓練 9月29日